

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和2年6月18日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900106号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000005号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成23年12月22日の標準賞与額を9万6,000円に訂正することが必要である。

平成23年12月22日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年12月22日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における平成23年12月22日の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

なお、平成23年12月22日の訂正後の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額9万6,000円を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成23年12月

A社から、請求期間において、賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された平成23年12月分賞与に係る明細書(写)、給与振込銀行から提出された請求者に係る預金取引明細表(写)及びA社から提出された平成23年12月分賞与に係る支給控除項目一覧表(写)により、請求者は請求期間において、同社から10万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料より低い厚生年金保険料を当該賞与から事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付

が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、上記の賞与に係る明細書（写）及び支給控除項目一覧表（写）において確認できる厚生年金保険料控除額から、9万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、上記預金取引明細表（写）において確認できる振込日から、平成23年12月22日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成23年12月22日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 上記の賞与に係る明細書（写）、預金取引明細表（写）及び支給控除項目一覧表（写）によると、請求者は平成23年12月22日において、A社から標準賞与額10万円に相当する賞与の支払を受けていることが確認できる。このため、請求者のA社における当該期間の標準賞与額を10万円に訂正することが必要である。

なお、訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額9万6,000円を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900109号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000006号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成19年7月13日は10万円、同年12月24日は14万2,000円、平成20年7月18日は23万円に訂正することが必要である。

平成19年7月13日、同年12月24日及び平成20年7月18日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年7月13日、同年12月24日及び平成20年7月18日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年7月13日
② 平成19年12月24日
③ 平成20年7月18日

A社から、請求期間①から③までにおいて、賞与が支給されていたが、厚生年金保険の記録では当該賞与が保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっているので、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る平成19年及び平成20年賃金台帳(写)により、請求者は、同社から請求期間①に標準賞与額10万円、請求期間②に標準賞与額14万4,000円、請求期間③に標準賞与額23万円に相当する賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、前述の賃金台帳(写)において確認で

きる厚生年金保険料控除額又は賞与額から、請求期間①は10万円、請求期間②は14万2,000円、請求期間③は23万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年1月13日に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所(平成22年1月以降は年金事務所)は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1900108号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2000007号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年2月1日から昭和37年7月3日まで

私は、C社でD地区のE店などにF商品を卸す営業職に従事していたが、昭和36年2月1日付けで同社内に所在していたA社に移籍し、昭和37年7月2日まで勤務していた。

しかし、厚生年金保険の記録を確認したところ、請求期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、当該期間を被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者の妻から提出された請求者の妻宛ての請求者からのグリーティングカード(写)により、期間の特定はできないものの、請求者がA社で勤務していたことはいくつかある。

しかしながら、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、請求期間当時の事業主も既に亡くなっていることから、照会することができない上、後継事業所であるG社が商号変更したB社は、A社に係る請求期間当時の賃金台帳等の資料は残っていない旨回答又は陳述していることから、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、請求期間当時においてA社に厚生年金保険の被保険者記録を確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者が請求期間において、同社に勤務していたか否かについて回答が得られず、請求者も給与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、請求期間において厚生年金保険被保険者資格を取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。